

「第9次市川市交通安全計画案」について（概要）

I 概要

■ 1 始めに ■

この交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の定めるところにより、第9次千葉県交通安全計画に基づき、人命尊重の理念のもと、究極的には交通事故のない社会を目指すべきであるという観点から、交通社会を構成する人間、自動車等の交通機関、及びそれらが活動する場に考慮しながら総合的に検討し策定したものである。

交通の安全に関する施策は、多方面にわたっているが、相互に密接な関連を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要である。また、これらの施策は、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものである。

■ 2 計画期間 ■

平成23年度から平成27年度までの5年間

II 第1編 道路交通の安全

■ 第1章 道路交通安全の目標等 ■

交通事故による死傷者数をゼロにすることが究極の目標であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難なことから、計画期間の目標を次のとおりとしている。

【目標】

- ・24時間死者数を平成27年までに4人以下にする。
- ・交通事故死傷者数を平成27年までに1,140人以下にする。

■ 第2章 第1節・第2節 道路交通安全についての対策 ■

(4つの視点)

- ①高齢者・子どもの安全確保
- ②歩行者・自転車の安全確保
- ③生活道路・幹線道路における安全確保
- ④地域でつくる交通安全

(6つの柱)

- ①市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
- ②道路交通環境の整備
- ③道路交通秩序の維持
- ④救助・救急体制の整備
- ⑤被害者支援の推進
- ⑥交通事故調査・分析



■ 第2章 第2節 「4つの視点」に基づき実施する主な推進施策 ■

【第1の視点】 高齢者・子どもの安全確保

- 高齢歩行者等の交通事故防止の推進
 - ・高齢者宅の訪問による交通事故防止の呼びかけ
 - ・視認性の高い服装の着用及び反射材の普及・促進
 - ・交通安全教室の開催や広報活動の実施
- 高齢運転者対策の強化
 - ・運転免許自主返納に対する優遇措置
- こどもの交通事故防止の推進
 - ・小学校、中学校、高等学校における交通安全教育の推進
 - ・小中学生に対する、交通安全ポスターの募集
 - ・交通公園を活用した交通安全教育

【第2の視点】 歩行者・自転車の安全確保

- ・自転車安全利用指導員による街頭での指導
- ・点検・整備及び自転車安全整備制度（TSマーク制度）の普及促進
- ・反射材の普及促進

【第3の視点】 生活道路・幹線道路における安全確保

- ・生活道路における交通安全対策の推進
- ・歩道及び自転車歩行者道の整備
- ・交通事故多発箇所共同現地診断

【第4の視点】 地域でつくる交通安全の推進

- ・三世代交流型交通安全教育の推進
- ・「飲酒運転は絶対しない・させない・ゆるさない」環境づくり

III 第2編 鉄道交通の安全

■ 第1章 鉄道交通安全の目標等 ■

乗客の死者数ゼロを目指す
運転事故全体の死者数減少を目指す

■ 第2章 鉄道交通の安全についての対策 ■

- 鉄道施設等の安全性の向上
- 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 救助・救急活動の充実

III 第3編 踏切道における交通の安全

■ 第1章 踏切道における交通安全の目標等 ■

踏切事故0を目指す

■ 第2章 踏切道における交通安全の対策 ■

- 踏切道の立体交差化
- 踏切道の構造の改良の促進